

農福連携専門人材育成事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

農業における障がい者就労の促進に向けて、障がい者雇用や施設外就労、作業請負（以下、施設外就労等。）を推進するためには、農業者、障害福祉サービス事業所・障がい者それぞれに対し、障がい者の能力、適性、障がい特性に応じたきめ細かい支援のできる専門人材（農業ジョブトレーナー）が不可欠です。そのため、農業ジョブトレーナーを育成するとともに、現場での実践経験を積むため、育成した人材を施設外就労等に取り組む農業者に派遣し、農業ジョブトレーナーとして今後活躍できる人材を育成します。

2 委託業務の内容

- （１）委託業務名
農福連携専門人材育成事業業務
- （２）業務内容
別添「業務委託仕様書」のとおり
- （３）委託期間
契約締結日から令和４年３月９日（水）まで

3 契約上限額

- １，５７２，６８８円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- （１）当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- （２）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- （３）三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- （４）三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと
- （５）三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 参加資格確認申請書の提出

当該企画提案コンペに参加を希望する者は、企画提案書の提出に先立ち、「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（様式１）を提出すること。

- （１）提出期限
令和３年７月９日（金）１７時必着（期限厳守）
なお、提出は持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は電話にて到着を確認すること。
（電子メール、ＦＡＸによる提出は受け付けないこととする。）
- （２）提出先
〒５１４－８５７０ 三重県津市広明町１３番地
三重県農林水産部 担い手支援課 経営体支援班

6 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「農福連携専門人材育成事業業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

（１）企画提案コンペの審査項目

- ア 企画内容・的確性：委託目的と提案内容が合致し、全体として目的達成に効果が高い内容となっているか。提案内容が仕様書に合致し、具体的に記述されているか。
- イ 専門性：研修・派遣業務を遂行するノウハウ等を有しているか。
- ウ 実現可能性：実現可能な内容であるか。また、実施スケジュールは具体的で無理のない内容か。
- エ 経済性：提案内容は、費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。また、見積額積算内訳は適切か。
- オ 実施体制：業務遂行に必要で十分な人員を有しており、会計処理や関係資料の保管・作成が適切に行える体制となっているか。

（２）企画提案書の審査

- ア 企画提案資料の提出後、選定委員会においてプレゼンテーションを行い、最優秀提案者を選定するものとする。
- イ ただし、応募者が１０者を超えるなどの場合には、プレゼンテーションに先立ち、書類査を行う場合がある。
- ウ 提出された企画提案書の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。
(令和３年７月１９日（月）午後（予定）：三重県津市広明町 13 番地 三重県庁 6 階ミーティングルーム)
なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、オンライン会議システムを利用して行う場合がある。
- エ プレゼンテーションへの参加は必須とし、参加のあった提案者のみ審査する。
- オ プレゼンテーションの時間割等については、提案書を出したすべての者に令和３年 7 月 14 日（水）17 時までに電子メール又は F A X で連絡する。

（３）説明会

説明会は実施しない。

（４）質問の受付および回答

ア 質問期間

令和３年 7 月 6 日（火）17 時まで

イ 質問方法

FAX または電子メールにより、文書で下記まで送付するものとする。その際、所属、氏名、連絡先を明記する。質問の送信後、必ず電話にて着信を確認すること。

ウ 質問内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算に関する内容等の質問は受け付けない。

エ 回答方法

令和３年 7 月 8 日（木）までに三重県ホームページに掲載する。

（５）企画提案書及び見積書の提出先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部 担い手支援課 経営体支援班

(6) 企画提案書及び見積書の提出方法

持参又は郵送に限る。

※電子メール、FAX 等での提出は受け付けない。郵送の場合は、電話にて到着確認を行う。

(7) 企画提案書及び見積書の提出日

提出期限は、令和3年7月13日（火）17時までとする。郵送の場合は必着のこと。

7 提出を求める企画提案資料及び提出部数

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）及び添付書類

(2) 委任状（様式2） ※本店の代表者以外の者が申請を行う場合のみ提出。

(2) 企画提案書（様式3） 正本1部、副本7部

(3) 見積書（事業費明細書を含む）（様式4） 正本1部、副本7部

※見積金額は、消費税及び地方消費税を含まない額（免税事業者の場合は契約希望金額に110分の100をかけた額）としてください（なお、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします）。

(4) その他資料（提案者の活動概要がわかる資料（自社パンフレット等）） 8部

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し

(3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（様式5）

(4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約登録申出書）」

9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県農林水産部担い手支援課において示すものとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数

を切り捨てるものとする。)

(4) 契約は、三重県農林水産部担い手支援課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

12 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

15 その他

(1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。

(2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とする。

(3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。

(4) 提出のあった企画提案資料は返還しない。

(5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

16 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 担い手支援課 経営体支援班

担当：西井、丹羽〇

TEL：059-224-2354

FAX：059-223-1120

E-mail：ninaite@pref.mie.lg.jp